

厚生労働省発社援 0109 第 1 号
厚生労働省発障 0109 第 1 号
厚生労働省発老 0109 第 1 号
令 和 8 年 1 月 9 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公印省略)

「重層的支援体制整備事業交付金の交付について」の一部改正について

標記については、令和 7 年 3 月 11 日厚生労働省発社援 0311 第 7 号、厚生労働省発障 0311 第 5 号、厚生労働省発老 0311 第 2 号本職通知の別紙「重層的支援体制整備事業交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）に対してこの旨通知されたい。

なお、本通知については、こども家庭庁と協議済みであることを申し添える。